

市民・自治体からの安全保障：東アジアのなかの福岡

石川，捷治
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3872>

出版情報：法政研究. 70 (4), pp.37-55, 2004-03-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

市民・自治体からの安全保障

——東アジアのなかの福岡——

石川捷治

はじめに

- 一 安全保障概念および平和概念の変化と市民・自治体
- 二 日本におけるこの十数年
- 三 日本の東アジア外交の弱点
- 四 教科書問題と日本の市民運動・地方自治
- 五 中国人強制連行・強制労働訴訟支援運動
- 六 「戦争のできる国家」への道に反対する市民運動
- 七 九州・福岡と朝鮮半島からの市民による東アジアの平和構想の必要性
おわりに

はじめに

二一世紀を迎えた今日、日本は大きな岐路に立っているといえる。それは、日本が「戦後国家」から訣別する決定的な転換点に位置していると言うだけでなく、世界とくに東アジアにおいて日本が緊張と対立を激化させるのか、信頼醸成の平和への道筋をつけるのかという二つの道における選択に直面させられているという意味においてである。米国でのいわゆる「同時多発テロ」を契機として、「テロ対策特別措置法」(二〇〇一年一〇月二九日)が成立し、日本の自衛隊がテロ対策を名目とするとどこにでも出て行くことを可能とする態勢がととのった。日本国民の多数は、日本の「右傾化」や「軍国主義化」を望んでいないにもかかわらず、過去を美化する歴史教科書の検定合格、小泉純一郎首相の靖国神社参拝に続き、このような法律が成立し「有事関連三法」が九割もの多数の賛成によって国会を通過(二〇〇三年六月六日)し、「イラク復興特別措置法」(二〇〇三年七月二六日)が成立し、自衛隊がイラクに派遣された。こうなると、アジアの人々とくに韓国(大韓民国)・北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)や中国(中華人民共和国)や台湾(中華民国)の人々には、かつての「日本軍国主義」の悪夢と不安がよみがえってくるのも当然なことであろう。外見からすると、日本は「戦争のできる国家」への道をもう一步でなしとげようとしていると見えるからである。

現在の日本の政治は、戦前のファッショ化とは明確に異なっており、また必ずしも今すぐ「危機」へ進展するというわけではない。しかし、米国を中心とする国際的な政治力学や国内的な諸関係の展開の如何によっては、危機的状況への傾斜がないとも言いきれない要素をも含んでいる。^②

他方、そのような政府レベルとは別に、日韓中の市民レベルやローカル・レベルにおいては、交流を深め相互に心のひだまで理解し合える関係をつくろうとする動きも強くなっている。市民社会レベルの交流は、八〇年代後半以降の大きな変化である。このような市民や自治体の動きは、現在のところまだ力は弱いが、将来の政府の対外政策にも影響を

与えるものに成長する可能性を有すると思われる。

この小論では、政府レベルと市民レベル、ローカル・レベルの二つの動きを見据えながら、リンケージポリティクスの視点から、九州・福岡という地域性をも含めて二一世紀における市民・自治体からの安全保障を考えてみたい。ここでの「安全保障」とは、国家を中心とする従来の意味ではなく、以下に述べるように「国民」の安全をどのようにして保障するのかという広い概念として使用する。

なお、この小論は、菅英輝教授を研究代表者とする『二一世紀アジア太平洋安全保障と日米安保体制の総合的研究』（平成二二年度～二四年度科学研究費補助金基盤研究「A」）の沖縄研究会における私の報告を加筆・修正したものであることをおことわりしておきたい。

一 安全保障概念および平和概念の変化と市民・自治体

二一世紀は、今のところ悲観的な見通しにならざるを得ないような材料に溢れ、明るい展望を切り拓くための条件は乏しいように思われている。米ソ冷戦の終結によって垣間見られた束の間の平和な未来像は、湾岸戦争そして二〇〇一年九月一日の米国におけるいわゆる「同時多発テロ事件」とその直後に起きたアフガン報復「戦争」、二〇〇三年三月の「イラク戦争」（米英によるイラク攻撃）等によって、よりいっそう大きな打撃を受けた。

このような中における安全保障概念の変化について、岡本三夫氏は次のように論ずる。³⁾「平和を望むなら戦争に備えよ」という古諺は、戦争の規模が小さく、その影響が限定されていた時代には、人類の知恵だった。しかし、科学技術の進歩によって核兵器をはじめとする大量破壊兵器が登場することによって、状況は一変した。戦争が、政治・経済・情報・交通・通信・教育等の国際的相互依存関係に、不可逆的なダメージを与える究極的な破壊の手段に変わってしまった

たからである。それゆえ、戦争への備えが国家や民族や国民の安全を保障するというのは、時代錯誤的観念にすぎなくなつてしまつた。巨額の軍事費を使つて戦争能力を高め、最新鋭の兵器によつて防衛力を向上させることが、国家の安全保障のためには不可欠だとする論は、必ずしも説得力を持ちえなくなつてゐる。(岡本氏の論に若干補足すれば、「九・一一」は、テロに対しても米国の巨大な軍事力は抑止力としても事後の救護としても何の役にも立たなかつたことを証明したのである。)今日、国際社会の不平等性の減少の努力を前提とした、自由・平等・公正・福祉・繁栄などによつて特徴づけられる「社会」の構築こそ、国民生活のための安全保障の根本であり、かつ戦争予防的效果をもつてゐることが理解され始めている。国家だけでなく、「地域社会」が安全保障に関してもつてゐる重要性も認められてきてゐる。

さらに、世界にはもはや軍備を必要としない膨大な地域が、斑状に広がつてゐることも事実である。かつて戦争の震源地であつた西ヨーロッパ諸国、そしてスカンディナヴィア諸国、米国とカナダ、オーストラリアとニュージーランドなどの間で戦争が起きる可能性はほとんどない(以上は、岡本三夫氏はじめ日本学会議平和問題研究連絡委員会(第一期)における議論を参照させていただいた)。またコスタリカのように半世紀にわたつて軍備を放棄し、平和的に生存してゐる国もある。(日本においては、非武装平和主義は、理想であるが非現実的だと多くの人々に考えられてきたが、同じ半世紀の間に、コスタリカの人々はそれを具体的に実行し、周辺諸国が内戦・ゲリラ・革命などで苦しむなかで、平和的に安全を確保してきた。日本国憲法九条の現実性への問題提起として重たく受けとめたい。)

また同時に「和解のグローバリズム」(徐勝氏)というプロセスも進行してゐる。つまり、戦争・暴力の時代から和解の時代へということである。徐氏によれば、①「冷戦の崩壊」↓同盟の縛りの解除、②軍部独裁政権↓民主化(中南米、南アフリカ、韓国・台湾)、③集団虐殺・重大な人権侵害に対する国際人権法↓ジェノサイド条約、「重大な人権侵害に対するヴァン・ボーベン特別報告」(一九九四年)、国際刑事裁判所条約(二〇〇二年)などが注目されるべきだと

する（二〇〇二年四月九州大学において開催の「四・二七 九州・沖縄平和学会シンポジウム」における徐氏の報告⁵⁾）。

東アジアの状況と市民・自治体をめぐる動向

米ソを中心とするヨーロッパにおける冷戦は終了したが、東アジアにおいては、冷戦が終わったとは言えない状況が続いている。まず朝鮮半島と中国・台湾をめぐる在り方がそれである。

東アジアにおいての安全保障の当面の課題は、「二〇世紀を終わらせる」ことである。もちろん、この地域においても前述のように動きがないわけではなく、二〇〇〇年の六月一五日の南北共同宣言以降、朝鮮半島においても著しい緊張緩和が行われ、不可逆な流れとなっている。日朝「国交正常化」交渉の重い扉も開きかけたが、「拉致問題」でデッドロックに乗りあげている。しかし根本的問題は、東アジアには、まだ国家間や市民間に信頼醸成に直結するような関係が存在していないことである。これらの関係を創るには、さまざまな方向からのアプローチが必要であることは言うまでもないが、その一つとして、東アジアの各国・地域における自治体・市民の相互の信頼関係を築くことが不可欠であろう。⁶⁾

自治体・NGO・個人など、さまざまなレベルで地域から平和を創ろうとする試みがなされている。それらを明らかにするためには、市民のなかで、①二〇〇一年の教科書問題、②二〇〇二年のワールドカップ等を通じて東アジアの国々や人々に対する認識がどのように変化したのか。③最近の「有事法制」やイラク戦争をめぐる市民の憲法の平和主義についての世論や運動はどうなっているのか、などを検討する必要がある。また市民どうしの韓国・中国との交流が盛んに行われているのが今日の特徴である。これらを通じて認識にどのような変化が生じているのかも追う必要がある（ただし、本稿の段階ではまだ不十分にしか展開できていない。他日を期したいと思う）。

二 日本におけるこの十数年

日本のこの十数年の動きを見てみると、一九八九年に昭和天皇が亡くなり「昭和」という年号が終わる。世界的には、「二〇世紀」社会主義の崩壊が始まり、冷戦構造が崩壊し、米ソの二極構造が崩れていった。それを背景に、九〇年代の前半には、顔と名前を持った日本の侵略戦争や植民地支配によるアジアの戦争被害者たちが名乗りをあげ、日本国家の有り様を告発する動きがでてきた。そして、九三年には非自民党の細川連立政権ができ、内外の声におされてではあるが過去の戦争は侵略戦争であり、それは償わなければならないと、ともかくも現職の首相が述べた。日本が間違っていたことは間違いだったと言おう、という流れが遅ればせながらやっとでてきた。村山富市内閣の時には、日米安保条約という二国間の「同盟」だけではない多角的な安保を模索するという考え方もでてきた。⁷⁾一九九八年には日韓関係改善の転機となった「日韓共同宣言」が合意された。

しかし、そうした流れは、一九九五年の阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件等を契機に逆転させられてくる。一九九九年には、周辺事態法、通信傍受法（盗聴法）、国旗国歌法、改正住民基本台帳法などといった、日本国憲法のうえで、戦後日本の基本方針の転換という意味でも重大な問題をもった法案が国会を通った。しかもそれは、誰かがしゃかりきになってネジを巻いているのではなくて、自民党の有力議員がいみじくも言ったように「号令無き行進」のような形で進行していった。その流れが、森喜朗前首相の「神の国」発言や小泉首相の靖国神社公式参拝、教科書問題、そして今日の「テロ対策特別措置法」「イラク復興特別措置法」や集団的自衛権の問題へとエスカレートしてきている。⁸⁾

この十数年間、主体性無しのなし崩しの（国民の意識化を伴わない）「右傾化」や「反動化」が進行し、グローバル化にともなう経済的要因がそれに絡んで、日本を覆う停滞感が発生した。人々のなかにフラストレーションが溜まってきて、それを解決してくれそうな小泉純一郎首相への期待となっているように思える。第一九回参議院議員選挙（二〇

○一年七月）では、彼が掲げる小泉改革が何であるのかがよく分からないのに圧倒的な支持を受けた。それは、日本が転換点にあり、「改革」は不可避であるとの小泉首相のメッセージが浸透したからであろう。第四三回衆議院議員選挙（二〇〇三年一月九日）においても、小泉首相が率いる連立与党が解散時の議席を減らしながらも絶対安定多数を確保し、政権を維持した。

それにしても小泉人気は異常である。前の森政権末期九%の支持率が、商店に例えれば看板とディスプレイを替えただけの自民党という「同じ店」が八五%へ急上昇。「政治的バブル」もいいところだ。これは、日本国民の政治をどうかしてほしいといった単純な期待だけではない。出口を求めて充満していた日本政治への不満が爆発的に「小泉支持」の形で噴出したのである。グローバリゼーションの拡大に対する反動で、日本国内にナショナリズム的傾化が強まりつつある。⁽⁹⁾

しかし、小泉現象は政治的バブルである。小泉「構造改革」は、市場競争原理至上主義にもとづく「新自由主義」的改革であるが、小泉改革の「痛み」がでてくると、「小泉、なんだ」と言う声が起こらざるを得ないし、バブルもはじけるに違いない。まだそれなりに支持が持続しているのは、改革の過激なスローガンの割にはほとんど何もしていないからである（有事法制やイラク侵略支持以外は）。それでも、「構造改革」にともなう不況で疲弊してきている地方では新しい変化が起っている。小泉「構造改革」の幻想から、ようやく市民が目覚め始めた段階といえよう。また、今日の状況は中央集権的な国家のあり方自身が崩れてきていることをも意味する。そのなかで、「地域」に根ざし、身の丈にあった自分自身のくらしを中心とした生活を構想することの重要性が問い直されてくることになるだろう。

今日、小泉政権は、アメリカで発生した「同時多発テロ事件」と報復戦争、それへの参戦をはかる日本の「テロ対策特別措置法」を成立させ、「有事法制」「イラク復興特別措置法」を成立させてイラクなどへ国民の目を外に向けさせながら、軍事改革を含む「小泉改革」を続け、「改憲」を目指そうとしている。

三 日本 の 東 ア ジ ア 外 交 の 弱 点

日米安保——二国間同盟を国家の基本戦略とする今日の日本政府には、日米安保はあるが日本独自の外交の不在という弱点がある。日米同盟を重視するにしても、日本独自の自主的な批判と選択が必要である。それなくしては、国際社会における信頼は得られない。

東アジアの国家や民族の間には、ヨーロッパにみられるような「地域的安全保障協力システム」や、互いに直接的で高度の意思疎通させる構造がまだ未成熟である。そのために、米国の世界的ヘゲモニーが見え隠れしたり、米国という地域外的な力によって規定され運営されるという構造から抜けだせていない。ASEANの首脳たちは、九四年には東南アジアを中心とするアジアの地域安保について恒常的に話し合う場として「アジア地域フォーラム(ARF)」を創設した。九五年には「東南アジア非核地帯条約」に調印して、この地域を舞台に核ゲームを続ける米国と中国に一定の牽制を示した。このように「協調的多国間安全保障」への動きは生まれている。¹⁰日本はこの動きにいかなる態度で臨むのか、明確なメッセージが出せていない。それどころか、冷戦後に日米安保を強化し、二国間同盟の限界と問題点を増幅させている。

「冷戦後の安全保障の脅威の性格は、日米安保のような国家の武力紛争を想定した軍事力中心の二国間アプローチでは効果的に対処できないものである。テロ、麻薬取引、環境破壊、エイズなど感染症、大量の難民の流出、エネルギー問題などがもたらす脅威は、二国間アプローチでなく多国間の協力を必要とする。」¹¹

第二の弱点は、第一の点と関連するが、アジアの一員としての自覚と明確なヴィジョンが無いことである。日本は、二〇世紀の前半の時期に、侵略戦争と植民地支配によって、アジアの人々に巨大な惨害をあたえた。東アジアでは、日本帝国主義の暴力と戦争が生んだ民族的憎悪が冷戦後の今日まで維持され続けている。その日本が二一世紀の進路を考

えるとき、アジアの一員であるという立場を忘れて未来の進路を開くことはできない。まずその前提として、侵略戦争と植民地支配に対する真摯な反省の態度がなければならぬ。もちろん戦争被害者への補償も必要である。そして、対米外交・対NATOの外交優先の考え方を転換し、対アジア外交重視の立場を打ち出す必要がある。米国一辺倒の戦後外交も終焉すべき時期を迎えている。朝鮮半島で二〇〇〇年六月に始まった変化（南北首脳会談）を東アジア全体の「多角的安保構想」や「東アジア共同の家」構想に広げていく必要がある。その場合、日韓が北東アジアにおける多角的安保を枠組みづくりで協力する必要がある。比喩的にいえば、「日韓関係」を第二次世界大戦後の「独仏関係」にするということである。日韓の協力は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）や中国に対するものではなく、多角的安保の枠組みをつくる側面を重視して進められるべきであろう。¹²⁾

第三には、日本政府は対外関係をとすれば「軍事中心」で考えていることである。不思議に思われるかもしれないが、わが国は憲法九条をもっているにも関わらず、対外政策を考える場合、軍事優先の発想が強い。たとえば、「中国脅威論」がそれである。二一世紀の中ば頃、中国は「脅威」になりそうだということからものごとを発想する。二一世紀に、日本と中国がどのような関係をもつことがアジアと世界の平和に役立つのかといった発想は乏しい。北朝鮮との関係についても同様である。またテロ対策にしても、「憲法九条」を生かしたものでなければアジアの諸国は日本への不信感を増すことになろう。

四 教科書問題と日本の市民運動・地方自治

二〇〇一年夏、靖国神社への小泉首相の参拝問題とともに注目された教科書問題は、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」と略）が主導した中学校歴史教科書（扶桑社刊）の全国の市町村立と国立の中学校での採択ゼロと

いう結果に終わった。採択したのは、東京都立養護学校と愛媛県立養護・豊学校の五校、私立中の六校に限られた。文部科学省は二〇〇一年九月一日、「つくる会」の歴史教科書は全国合計で五二一冊の需要見込みで、生徒数でのシェアは〇・〇三九%と公表した。「つくる会」は当初、採択率一〇%（約一四万冊）を目標に大々的に採択活動を展開してきた。二〇〇一年の四月、五月頃までにみられた勢いからすれば、その後採択ゼロという結果を予想できた人はほとんどいなかった。⁽¹³⁾

この予想外ともいえる結果をもたらしたものは、日本のかつての侵略戦争を美化する内容に驚いた歴史研究者団体を含む多くの市民グループ、個人が日本の全国各地で立ち上がり、「自発性にもとづく市民運動」を展開し、しかもそれが全国的に連携・連帯した結果、大きな世論となったことがあげられる。国民の良識が勝利したともいえる。

また、韓国や中国の両政府をはじめアジアの当事者からの強い批判は、事態の展開に大きな影響を与えた。韓国や中国には、過去の記憶があるからこそ日本のナショナリズム強化の動きの危険性を敏感に感じるのである。そういう意味では、施行後五六年間、日本の平和憲法を守ってきたのは日本とアジアの民衆であったともいえる。

日清戦争からアジア太平洋戦争の終結までが五〇年間であったことを考えても、戦後五八年目にあたる今年も依然として、憲法九条の改悪を許していない。このことは、日本の市民社会のなかに、反戦・平和意識がそれなりに強固であることを示している。

また教科書問題の展開は、日本における地方自治の持つ意味を改めて再確認させるものでもあった。日本国憲法は「第八章」を「地方自治」として九二条から九五条までの四条で構成された章を設けている。侵略戦争の反省の上に、民主主義の推進力としての地方自治を重視したのである。実態はともあれ憲法上は、地方自治は国会、内閣、司法と並ぶ権力分立、あえていえば「四権分立」の一翼として位置づけられている。教育の地方自治原則が戦後の出発点のひとつであった。中央政府は教科書検定は行えても、採択権限はない。そういう意味では今回の教科書問題をめぐる展開は、

国民が地方自治制度を活用した典型的事例とも見ることができる。

佐賀県立名護屋城博物館は、開館八年目の二〇〇一年、入場者一〇〇万人を突破した。交通不便の地にあるにも拘らずである。当初、豊臣秀吉をたたえるつもりなのかと警戒した韓国からも一万二〇〇〇人以上が入場したという（朝日新聞、二〇〇一年八月一日付）。いうまでもなく名護屋城は、秀吉が「朝鮮出兵」の際に築いた出撃基地・本営であった。同博物館は、秀吉の朝鮮侵略を直視・批判する立場をとっている。実はこうした自治体、市民のレベルでの日韓交流が量的にも質的にも飛躍的に前進してきたのがこの一〇年来の特徴である。とくに二〇〇二年のサッカー・ワールドカップ大会の日韓共催は、両国の市民レベルにおいて、かつての「負けられない敵」という意識から、「共に進むライバル」へと変化させた。まだまだ交流が不十分とはいえ、一つのハードルを越えたのである。

今回の教科書問題の一応の結末は、歴史は無駄には動いていないということを実感させるものであった。最後に指摘しておきたいことがある。それは、今回の中学校歴史教科書の採択では八社の教科書が採択を争ったが、「つくる会」が「自虐史観」だと批判して「ワーストスリー」にあげて攻撃した教科書の採択が激減し、いわば「つくる会」の教科書と「ワーストスリー」とのあいだにある「中間」的な教科書の採用が激増したことである。また教科書選定過程が、多くの自治体で現場の教師の手から教育委員会主導に変更されたことと合わせて、今後の展開に注意する必要がある。

五 中国人強制連行・強制労働訴訟支援運動

二〇〇二年（平成一四年）四月二十六日、福岡地方裁判所は「中国人強制連行・強制労働事件福岡訴訟」において、画期的な判決を言渡した。¹⁴

戦後に外務省が作成した公式報告書によると、第二次世界大戦中の中国人労働者の「移入」は、政府の閣議決定に基

づいて一九四三年（昭和一八年）四月に始まり、終戦までに約四万人が全国一三五事業所に送られ、うち六八三〇人が病氣などで死亡したとされている。日本政府は、軍の銃剣による脅迫や賃金を払うという詐言で河北省を中心とする農民など多数の中国人を連行し、強制労働に従事させ、非人間的な処遇を行った。しかしながら戦後五八年が経過した今なお日本政府と企業は、この行為についての償いと謝罪をしていないだけでなく、国家政策としての強制連行・強制労働の事実さえ認めようとしなかった。

福岡地裁判決は、強制連行・強制労働について「国と三井鉱山の共同不法行為」の事実が存在したことを明確に認定した。これは、わが国裁判史上初めてのことである。国及び企業が一体となって企画・立案・実施した中国人に対する強制連行・強制労働を閣議決定するに至った経過と実施の詳細にとどまらず、戦後における国と企業の隠蔽工作や国会等における政府の欺瞞的言動についても詳細に明らかにした。

また判決は、被告三井鉱山による「時効・除斥」の主張は正義衡平の理念に反するとして斥け、これによって責任を免れようとする被告を許さなかった。この点についても高く評価することができよう。

しかし判決は、共同不法行為の一方の当事者であった国に対しては「国家無答責の法理」を理由として、損害賠償責任を免除した。

この点が、この画期的な判決の中での重大な弱点であり問題点である。また、原告らが損害賠償以上に強く求めてきた謝罪広告が認められなかった。これらは「中国人強制連行・強制労働事件」の全面解決に向けての重要課題がまだ残されていることを意味している。

福岡地裁判決は全国各地で係争中の戦後補償裁判や中国人強制労働事件について歴史的な一歩を進めた。しかし、政府は自らの責任を一切認めないとの態度をとり続けており、被告企業も謝罪の意思を表明するどころか即日控訴して争うとの姿勢を示した。原告弁護士も、福岡地裁判決の積極面、前進面を擁護しつつ、積み残された課題の克服と全面解

決を求めて控訴を行った。

この訴訟が、過去の過ちを認め償うという日本人としての当然の責任を果たすということだけではなく、日本が二一世紀にアジアの人々と共生していけるのかどうかという将来を左右する重要な意義をもつと考えられる。奇しくも二〇〇二年は、日中国交回復を果たした日中共同声明三〇周年であるとともに、日本政府が中国人労働者の「移入」を「閣議決定」してから六〇周年の節目にもあたっていた。

福岡の地元では、この裁判を支援するため、市民団体の「支える会」（中国人戦争被害者の要求を支える会）と福岡県教職員組合を中心とする「進める会」（中国人・強制連行事件福岡裁判を進める会）が活動し、一〇万を超える裁判所への要請署名（福岡高裁へは二〇万以上）などを集めた。訴訟弁護団と支援団体は市民のなかに、裁判において明らかにされた重い事実と裁判の意義を伝え、福岡県下を中心とする各自治体にも働きかける運動を展開している。

なお、日本人の中国「残留孤児」（中国帰国者）の人権を回復し、「国は棄民の償いを」という運動も進められている。

六 「戦争のできる国家」への道に反対する市民運動

「イラク戦争」に対して世界中の数千万人規模（一千五百万人以上）の人びとが反戦行動に立ちあがった。それは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどの「先進国」でも、いわゆる「途上国」でも世界六〇カ国以上に及んだ。「はじまる前に戦争を止めよう」というスローガンのもとに市民が結集したのである。アメリカにおける同時デモは、二〇〇二年一〇月二六日に最初の大きなデモが行われたが、サンフランシスコで一〇万人、ワシントンでは二五万人が集った。二〇〇三年一月一八日にはワシントンで五〇万人、同年二月一五日にはニューヨークで一〇〇万人の集会が開

かれた。しかしこれらについて、ジャーナリズムとくにアメリカの大手のメディアは、あまり報道せずに、逆に戦争賛成の動きを大きくとり扱ったという。⁽¹⁵⁾ 反戦・平和の動きについては、世界中のいろんな市民がインターネット等を使って情報を交換したようである。

このように世界中で「イラク戦争」に反対する動きがみられたことは、グローバルゼーションの裏面でもあるとの指摘がある。⁽¹⁶⁾ ワシントンやロンドンでも、「イラク」反戦に加え、雇用・教育・福祉の切り捨てに対する抗議が含まれていた。「先進国」でも「途上国」でも、アメリカの戦争政策に対するだけではなく、「新自由主義改革」への反対の声あげられたのである。反グローバルイズムの運動でもあった。

日本でも「イラク戦争」に反対する動きがみられた。ベトナム戦争当時の反戦運動を彷彿とさせるような市民の動きもあった。二〇〇三年三月一九日、イラクに対する攻撃が始まった瞬間、これだけの世界的な反戦の動きがあったにもかかわらず「開戦」を阻止できなかったのかという挫折感や無力感に陥った人も多かったに違いない。しかしその後、「イラク戦争」に日本が実質的に「派兵」することをめぐって反対の根強い動きが続いている。それらは三つのタイプに分けられる。

一つは、戦争体験世代が反対行動に立ちあがっている。例えば、石村善治氏（福岡大学名誉教授、前長崎県立大学長、七六才）は、自衛隊イラク派遣反対のよびかけのなかで、日本の現状を「太平洋戦争に突っ込むのと同じ速さ、私たちが生きていくうちに、憲法に泥を塗るような自衛隊派遣が行われるのは、残念でならない」と述べている。⁽¹⁷⁾ 箕輪登氏（元郵政相、元防衛政務次官、元自民党国防部会副会長）は、二〇〇四年一月二八日、自衛隊のイラク派遣は違憲・違法であるとして派遣差し止めを国に求める訴訟を札幌地裁に提起した。⁽¹⁸⁾

二つは、戦争体験をもたない若者や青年たちの動きである。自らの感覚を大切に、個人から出発して、インターネット等を利用して情報を交換し、さまざまな反戦の意思表示を行っている。街頭パフォーマンス、音楽、サイレント

アピール、デモ等必ずしも多数数とはいえないが動員型ではない集会を開いている。これまで反戦・平和運動に参加したことがない人でもあまり違和感なしに参加できるところに特徴がある。もちろん若者だけでなく年配の市民も参加しているケースもかなりあると思われる。いわゆる「ネットワーク型」の運動の一つの形態といえるだろう。このような動きのなかから、従来にはなかったような新しい平和構築の発想も生まれている。例えば、『戦争をしなくてすむ世界をつくる三〇の方法』（平和をつくる一七人著、田中優・小林一朗・川崎哲編、合同出版、二〇〇三年）といった本が創られている。

三つは、いうまでもなく長い歴史をもつ戦後日本において形成された反戦・平和運動ないしはその流れを継承している組織の動きである。政党や労働組合の系列別などさまざまであるが、一般的な傾向としては参加者の平均年齢が高くなってきたおり、「組織」重視が特徴としてあるように思われる。

以上のように大まかに三つのタイプに分類したが、そのどれにも該当しない個人やグループの動きもあるであろう。

「戦争のできる国家」への転化を阻止できるのかどうかという問題は、政府・権力内部の波乱要因のあり方もあるが、じつはこれら三つの動き（市民運動）が運動的に連携・統一できるかどうかにかかっている部分が大いのである。しかし現実には、ともすれば新しい運動の側は従来からの運動の意義を頭から否定し、逆に従来からの運動の側は新しい運動のもつ「新しさ」の意味を充分理解できないといった、連携・統一を困難にしている条件が存在する。そのような現実的条件を乗り越えて、三つのタイプの運動がそれぞれの運動の意義と相違を認め合うことができるかどうかである。そのような主体的な側面が重要であるが、それ以外に、ある種の「政治的危機」の発生にともない、組織や人々の主観的意思を越えて対立する運動をも「統一」にむかわせる統一への「磁場」が形成されることがあるという歴史的経験をもっている¹⁹。日本の現状においては世界的な運動の大きな流れの影響をうけて、今後どのような展開をみせるのであろうか。

七 九州・福岡と朝鮮半島からの市民による東アジアの平和構想の必要性

一九五〇年代の日本は、占領政策そして日米安保条約によって、アメリカとの軍事同盟関係のもと、アジアにおける反共の軍事的拠点としての機能を担うことになった。そして一九五〇年に始まった朝鮮戦争は、「九州・福岡」からみれば目と鼻の先で起こっている戦争だった。福岡の板付基地は、朝鮮半島へ出撃する米軍の最前線基地となつて、連日爆撃機が発進した。戦争勃発直後の六月二十九日には、福岡（板付）、小倉、八幡、門司、戸畑に空襲警戒警報が発令され、灯火管制が敷かれた。そしてベトナム戦争では、沖縄が文字どおり米軍の前線基地となり、長崎の佐世保港には度重なる空母の入港があり、一九六八年には、九州大学構内に、米軍のRF4Cファントム機が墜落した。

「九州・沖縄」においては、まだ冷戦時代が終わっていないということが具体的に感じられる。依然として沖縄の人々にのしかかる米軍基地や、朝鮮半島の緊張緩和が進んだとはいえ冷戦時代の構造持続—南北分断があり、台湾海峡の問題がある、つまり二〇世紀後半に形成された「九州・沖縄」をめぐる構図は、二一世紀を迎えても変わっていない。こうした構造を主体的にどう終わらせていくのか、東アジアにおける日本の対外政策のポイントでなければならぬ。そのことを考える場合も、東京経由やソウル経由の国家間関係で考えるのではなく、「地域」でどう創っていくのかという視点が要だ。

それぞれの地域が自立性を高めて、例えば「環黄海」あるいは「環東中国海」という捉え方で、朝鮮半島のある部分、台湾のある部分と中国のある部分、そして「九州・沖縄」とが、北東アジアの平和構想・安全保障共同体の構想をもつてそれぞれ自立的に、一つのアイデンティティを持った地域として連携していく。そうした地域連携を考えてもいいのではないだろうか。しかもその場合には、非常に固い国境としてではなくて、自治の単位としての境界であり、それを超えてお互いがどう結び合っていくかを模索していく。そうした「連携」の発想が、二一世紀にはもう少しあつて

もよいと思う。

おわりに

最後に、北東アジア地域における安全保障の根幹にかかわる信頼醸成と歴史認識の問題についてふれたい。

二〇〇一年夏、教科書問題や靖国神社参拝問題をめぐって、長年継続されてきた日韓親善行事の多くが中断された。私が参加した第一七回日韓文化交流基金訪韓団も延期されるのではないか、訪問してもかえって迷惑をかけるだけではないか等の不安と心配もあった。しかし、訪問するとどこでも大歓迎を受け、あらためて日韓交流・友好にかける韓国各界の人々の熱意を感じた。しかし同時に、韓国の人々には、せつかく良好に展開されている日韓関係、未来に向けて学び合おうとする交流が広がり、韓国での日本文化の全面開放も時間の問題というときに、このような問題がなぜ起るのか、なぜこれほどこじれるのかとの強い戸惑いが感じられた。

その後の日韓中関係の展開を通じて考えさせられたのは、次の三点である。

一つは、日本国内で歴史認識に関して幅広い真剣な国民的な論議が必要な時点にきているということである。
二つは、それを前提に、日韓中を含む北東アジア規模での共通認識のための歴史対話の枠組みづくりの必要性である。私たちの生きるこの地域は、戦争や植民地支配の経験の存在だけでなく、国民国家や国民的アイデンティティの形成そのものが複雑に絡み合っ⁽²⁰⁾て一体となっている。そのため、一国中心の「物語」の押しつけでは問題の解決にならない。少なくともそれぞれの見解を認め合うぐらいまでの対話を早急に行うべきである。

三つは、政府対政府の関係ばかりではなく、民間、市民レベルでの共通認識を作り上げる努力の重要性である。⁽²¹⁾今日交流の裾野は広くなっているが、日韓中の市民社会が国境を越えてどう結びつきを強めていくかということになるだろ

説
論
う（北朝鮮についても、すぐには無理でも追及する必要がある）。この日韓中の市民社会の関係をより緊密にすることが、日韓中政府を動かすという発想も必要ではないだろうか。

- (1) 九・一一テロ事件については以下を参照されたい。藤原帰一編『テロ後―世界はどう変わったか』岩波書店、二〇〇二年。板垣雄三編『対テロ戦争』とイスラム世界』岩波書店、二〇〇二年。藤原帰一『デモクラシーの帝国―アメリカ・戦争・現代世界』岩波書店、二〇〇二年。豊永郁子「二つの『帝国』イメージの間で」『法政研究』（九州大学法政学会）第六九巻二号、二〇〇二年、一四三〜一六一頁。木村朗「『新しい戦争』と二つの世界秩序の衝突―九・一一事件から世界は何を学ぶべきか」日本平和学会編『世界政府の展望』早稲田大学出版部、二〇〇三年、六一〜八五頁。
- (2) 当面する東アジアにおける「危機」と想定されている北朝鮮に関しては、姜尚中『日朝関係の克服―なぜ国交正常化交渉が必須なのか』集英社、二〇〇三年、他を参照されたい。なお、現代の危機論については、安部博純・石川捷治編『危機の政治学』昭和堂、一九八五年を参照されたい。
- (3) 岡本三夫「日本の大学に平和学部を！」『軍縮問題資料』No.二八〇、宇都宮軍縮研究室、二〇〇四年二月、三六〜四三頁。日本学術会議平和問題研究連絡委員会対外報告『平和学』の研究推進の提言―日本の学術研究者等の自省―（二〇〇二年一月二六日）、日本学術会議平和問題研究連絡委員会、八頁。
- (4) コスタリカについては、早乙女勝元編『軍隊のない国コスタリカ』草の根出版会、一九九七年、を参照されたい。
- (5) 徐勝「朝鮮半島・東アジアから考える」『長崎平和研究』第一四号、長崎平和研究所、二〇〇二年一〇月、八七〜九八頁。
- (6) なお、東アジアにおける二〇世紀の概観については、石川捷治・平井一臣編『終わらない二〇世紀―東アジア政治史 一八九四〜』法律文化社、二〇〇三年、を参照されたい。なお、同書と本稿に内容的に重なる部分があることをお断りしておきたい。
- (7) 村山内閣の意義およびその功罪については、岡野加穂留・藤本一美編『村山政権とデモクラシーの危機―臨床政治学的分析』東信堂、二〇〇〇年、五〜一三三頁を参照されたい。
- (8) 辺見庸・高橋哲哉『私たちはどのような時代に生きているのか』角川書店、二〇〇〇年。
- (9) このようなナショナリズム的傾向に関しては、香山リカ『ぶちナショナリズム症候群―若者たちのニッポン主義』（中公新書ラクレ）、二〇〇二年が参考になる。
- (10) これらの動向に関連して、ASEAN+3の展開が注目される。田中明彦『東アジア』という新地域形成の試み―ASEAN

- N+3の展開」東京大学東洋文化研究所編『アジア学の将来像』東京大学出版会、二〇〇三年、二六九～三〇六頁を参照されたい。
- (11) 菅英輝、G・フック、S・ウェストン編『アジア太平洋の地域秩序と安全保障』ミネルヴァ書房、一九九九年、七七頁。なお、菅英輝『脆弱な国家』と日米安保体制―ポスト冷戦下の地域紛争と安全保障』峯陽一・畑中幸子編『憎悪から和解へ―地域紛争を考える』京都大学学術出版会、二〇〇〇年、二七九～三四〇頁も参照されたい。
- (12) この点に関しては、姜尚中編『日米関係からの自立―九・二からイラク・北朝鮮危機まで』藤原書店、二〇〇三年を参照されたい。
- (13) 『福岡の暮らしと自治』第二八六号、二〇〇二年一月十五日、参照。なお、この項については同誌を参考にしている。
- (14) 中国人強制労働事件・福岡訴訟原告弁護士編集『過ちを認め、償い、共に歩むアジアの歴史を―中国人強制労働事件の真実―』リーガルブックス、二〇〇一年一月。同『外務省「極秘」文書が語る中国人強制連行・強制労働事件の戦後史―国際犯罪隠滅工作の数々と平和友好を願う内外世論―』リーガルブックス、二〇〇三年一月、参照。
- (15) 姜尚中・きくちゆみ・田島泰彦・渡辺治『イラク』後の世界と日本―いま考えること、言うべきこと』(岩波ブックスレット、第六〇五号)、岩波書店、二三～二八頁。
- (16) 同、一〇頁。
- (17) 『朝日新聞』二〇〇四年一月二十九日(西部本社版)
- (18) 同。
- (19) 拙稿「ファッショ化過程と統一戦線―プーランツァスの問題提起によせて―」前掲『危機の政治学』八五～一一四頁、を参照されたい。
- (20) この点に関する試みとして、研究代表者濱田耕策(九州大学大学院人文科学研究教授)『日韓の相互認識に関する人文科学的総合研究』(韓国国際交流財団研究助成・二〇〇二年度韓国研究プロジェクト研究成果報告書)。
- (21) 藪野祐三「ローカル・イニシアティブと平和主義の架橋」前掲『世界政府の展望』一〇九～一二六頁、石川捷治・平井一臣編『地域から問う国家・社会・世界―九州・沖縄』から何が見えるか』ナカニシヤ出版、二〇〇〇年、を参照されたい。